

司法試験委員会会議（第114回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成27年9月7日（月）14：15～15：15

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）山口 厚
（委員）奥田隆文，古口 章，土屋美明，長谷部由起子（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
小山太士人事課長，是木 誠試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 平成27年司法試験合格者の決定について（協議）
- (2) その他
- (3) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 平成27年7月30日付け埼玉弁護士会会長名等の「司法試験年間合格者数を現状から大幅に減員することを求める声明」
- 資料2 平成27年7月24日付け北海道弁護士会連合会名の「司法試験年間合格者数を現状から大幅に減員することを求める決議」
- 資料3 平成27年8月13日付け横浜弁護士会会長名の「法曹養成制度改革推進会議決定等についての会長声明」

6 議事等

- (1) 平成27年司法試験合格者の決定について（協議）
 - 平成27年司法試験について，司法試験考査委員会議の判定に基づき，論文式試験の各科目において，素点の25%点（公法系科目・刑事系科目は50点，民事系科目は75点，選択科目は25点）以上の成績を得た者のうち，短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点835点以上の1，850人を合格者とするものが決定された。
 - 司法試験法施行規則第6条に基づく合格者の氏名の公告は，平成27年9月30日（水）付け官報により行うこととされた。
- (2) その他
 - 事務局から，埼玉弁護士会，北海道弁護士連合会及び横浜弁護士会から司法試験委員会等宛てに送付された資料1から3について報告がなされた。

- 平成27年司法試験における不正受験者に対し、行政手続法に基づく弁明の機会を付与したところ、特段の弁明がなかったことを踏まえ、当該受験者に対して、平成27年司法試験を受けることを禁止し、既に提出された論文式試験答案の審査を行わないものとするとともに、今後の5年間、司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとするについて、各委員から意見を徴した結果、了承され、平成27年9月5日に委員会の議決としたことが報告された。
- 青柳幸一考査委員について、司法試験委員会として、解任を承認するとともに、国家公務員法違反の事実で刑事告発する方針を決定し、今後の手続については委員長に一任された。

(3) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成27年10月7日（水）に開催することが確認された。
(以上)